

## 佐那河内村における外部の労働者からの公益通報の取扱いに関する要綱

平成29年8月1日

要綱2号

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するために講じるべき措置等必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護及び事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (公益通報者の範囲)

第3条 公益通報者の範囲は、法第2条第3項において定義される通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者とする。

### (総合窓口)

第4条 総務課に、公益通報総合窓口（以下「総合窓口」という。）を設置する。

### (公益通報の受付等)

第5条 公益通報及びこれに関する相談は、当該通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等（以下「所管課等」という。）において受け付ける。

2 次に掲げる公益通報及びこれに関する相談は、総合窓口において処理するものとする。

- (1) 所管課等が明らかでないもの
- (2) 他の行政機関の権限にかかるもの
- (3) 公益通報に当たらないもの

3 総合窓口は、前項第1号の公益通報又はこれに関する相談を受けた場合は、通報者又は相談者に対して所管課等を教示するとともに、すでに受け付けた事項があるときは、これを当該所管課等に引き継ぐものとする。

4 総合窓口は、第2項第2号の公益通報又はこれに関する相談を受けたときは、通報者又は相談者に対して当該通報又は相談に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

### (通報の方法)

第6条 公益通報の方法は、公益通報者の氏名及び住所等の連絡先を明らかにした上で、文書の送付、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。ただし、特別

な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(受理の通知等)

第7条 所管課等は、受け付けた通報を法に基づく公益通報として受理したときは、公益通報者に対して受理した旨を遅滞なく通知しなければならない。

2 総合窓口及び所管課等は、受け付けた通報を不受理としたときは、受理しない旨及びその理由を通報者に遅滞なく通知しなければならない。

(受理後の教示)

第8条 所管課等は、公益通報の受理後、当該通報対象事実について村の他の課等又は他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有するものであることが明らかになったときは、公益通報者に対して遅滞なく所管課等当該権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査)

第9条 所管課等は、公益通報を受理したときは、必要に応じて調査を行うものとする。

2 調査の実施に当たっては、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

(是正措置)

第10条 所管課等は、前条の調査の結果等により通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく処分その他適切な措置を講じなければならない。

(調査結果等の通知)

第11条 所管課等は、通報対象事実に係る調査結果及び措置の内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に支障を生じない限度において、公益通報者に通知するものとする。

(通知義務等の適用除外)

第12条 第5条第4項、第7条、第8条及び前条の規定は、通報者の氏名及び住所等の連絡先が明らかでない場合については、適用しない。

(公益通報関連文書の管理)

第13条 総合窓口及び所管課等は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、公益通報者の秘匿、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に十分配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

(総合窓口への報告)

第14条 所管課等は、公益通報を受理し、若しくは不受理とし、第9条に規定する調査を行い、又は第10条に規定する是正措置を行ったときは、公益通報者への通知の写し等により速やかに総合窓口へ報告するものとする。

(秘密の保持の徹底)

第15条 公益通報及びこれに関する相談の処理に従事する職員は、通報及び相談に関する秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第5条第4項、第7条、第8条及び第11条の規定による教示及び通知は、通報者若しくは相談者の秘匿のために必要があると認めるとき又は通報者若しくは相談者が希望したときは、教示及び通知を行わないこと又は書面以外の方法で行うことができる。

(利益相反の排除)

第16条 公益通報及びこれに関する相談の処理に従事する職員は、自らが関係する通報対象事実の処理に関与してはならない。

(協力義務)

第17条 村の職員は、正当な理由がある場合を除き、所管課等による公益通報の処理に協力するとともに、法に基づく公益通報について村以外の行政機関等から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

2 通報対象事実に係る所管課等が複数あるときは、それぞれの所管課等は、連携して公益通報の処理を行わなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。